

横浜第二工業団地協同組合連合会建築協定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この協定は 建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号)第 69 条及びこれに基づく横浜市建築協定条例(昭和 31 年 6 月 横浜市条例第 17 号)第 2 条の規定に基づき、第 5 条に定める建築協定区域(以下「協定区域」という。)内における建築物の用途、構造、意匠、敷地及び建築設備に関する基準等を定め、工業団地としての良好な生産環境を維持し、及び保全することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日 政令第 338 号)に定めるところによる。

(名 称)

第 3 条 この協定は横浜第二工業団地協同組合連合会建築協定と称する。

(協定の締結)

第 4 条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)の全員の合意によって締結する。

(建築協定区域)

第 5 条 この協定の目的となる土地の区域は別紙の「横浜第二工業団地協同組合連合会建築協定区域図」(以下「区域図」という)に表示する区域とする。

第 2 章 建築物に関する基準
 (用 途)

第 6 条 協定区域内においては、次の各号に掲げる用途に供する建築物については建築してはならない。

ただし、第 11 条に定める運営委員会（以下「委員会」という）が横浜市と協議の上、工業団地としての利便を増進する上で必要と認める用途に供される建築物についてはこの限りではない。

(1) 住宅の用に供する建築物

（経営者又は従業員が居住する住宅で委員会が認めたものは除く。）

(2) 物品販売業を営む店舗又は飲食店

(3) マージヤン屋・パチンコ屋・射的場 その他これらに類するもの

(4) ボーリング場・スケート場又は水泳場

(5) ガソリンスタンド（自家用のものを除く）

(6) 石油製品の製造・液化ガス並びに可燃性ガスの製造及びこれらの製品の貯蔵・充填・配送等の用に供する建築物

(構 造)

第 7 条 建築物の主要構造部は、鉄骨・鉄筋コンクリート等の不燃材料としなければならない。

ただし、建築物の延べ面積が 50 平方メートル以内の物置、その他の付属建築物については、この限りでない。

(意 匠)

第 8 条 建築物の意匠は、周囲の環境との調和を図るよう努めなければならない。

(敷地)

第9条 建築物の敷地には、次の各号に掲げる基準により、緑地を設置し、これを良好に管理するよう努めなければならない。

(1) 建築物の敷地面積が1,000平方メートル以上の場合、

その面積の10分の1.5以上の緑地面積

(2) 建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満の場合、

その面積の10分の1.0以上の緑地面積

(建築設備)

第10条 建築物には、騒音・振動・汚水・廃液・煤煙・粉塵・ガス・臭気等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第11条 この協定の運営に関する事項を処理するため、横浜第二工業団地協同組合連合会建築協定運営委員会を設置する。

2. 委員会は、委員若干名をもって組織する。

3. 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 委員は再任されることができる。

(役員)

第12条 委員会に、委員長・副委員長2名及び会計1名を置く。

2. 委員長・副委員長及び会計は委員の互選によって定める。

3. 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を総理する。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長が指定する副委員長がその事務を代理する。
5. 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。
6. 委員長の任期が満了したとき、又は委員長が欠けたときは、新たに委員長になった者が、速やかにその旨を横浜市長に報告するものとする。

ただし、再任されたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この章に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

第4章 雜則

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から廃止の認可公告のあった日までとする。

(協定の変更)

第15条 土地の所有者等は、協定区域、建築物に関する基準。有効期間又は違反者に対する措置を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請して、その認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第16条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合はその過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(効力の継承)

第17条 この協定は、認可公告のあった日以後において、土地の所有者等となったものに対しても、その効力があるものとする。

2. この協定の有効期間内に、この協定に違反した者の措置については協定廃止後もこの協定はなお効力を有するものとする。

(違反者に対する措置)

第18条 委員長は、この協定に違反した者（以下「違反者」という。）があったときは、当該違反者に対し、委員会の決定に基づき、文書をもって相当の猶予期間を付して、是正のための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 違反者は、前項の請求があったときは、これに従わなければならぬ。

(裁判所への提訴)

第19条 委員長は、違反者が前条第1項の請求に従わないときは委員会の決定に基づき、その強制履行又は、違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の訴訟手続きに要する費用等は、違反者の負担とする。

(土地の所有者等の届出)

第20条 土地の所有者等は、所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委

員長に届け出なければならない。

附 則

(効力の発生)

1. この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。
2. この協定の認可前に既に建築済または工事中の建物で、当該規定に適合しない場合は、当該建築物及び建築物の部分に対しては、この協定の当該規定は適用しない。